

納税ニュース

平成16年 9月15日 第3号
編集・発行：鹿嶋市納税対策室
〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地1
TEL 82-2911 FAX 84-1212
URL <http://city.kashima.ibaraki.jp/>

ちょっと教えて！納税に関するQ(問) & A(答)

納税対策室(納税管理課・納税対策課)が発足して、5カ月が過ぎました。この間、未納者への家庭訪問や納税相談などを通じて滞納整理を実施してきたところですが、これまでに寄せられている質問や疑問について主なものを順次紹介してまいりますので参考にしてください。

税金の滞納を続けるとどうなるの...?

Q 私は個人的な事情で税金の未納が続いています。市から届いた督促状には、延滞金や滞納処分のことが書かれていますが、このまま滞納しているとうなりますか。

A 市税などは、定められた納期限までに納税者の皆さんに自主的に納めていただくものです。市では、納期限までに納付のないときは、まず督促状を郵送し、さらに電話や家庭訪問などで納付をお願いします。それでも納付がない場合には、納付期限内に納めた人との公平を保つため、また大切な市の財源を確保するために、法律に基づいて滞納者の財産などの差押えや公売などの滞納処分を行います。また納期限を過ぎると、納税者には督促手数料と延滞金が課せられます。なお、特別な事情などがある場合は、分納や猶予・減免などの扱いもありますので事前にご相談ください。

お知らせ

国民健康保険被保険者証(保険証)交付の納税相談

問合せ：納税管理課(内線 281 ~ 284)

この相談は、短期保険証(9月30日まで有効)該当者の納税相談です(通知済み)。「納税相談をしない」場合や「何の連絡もない」場合は、保険証の代わりとして「資格証明書」の交付となります。

「資格証明書」により医療機関などで診療を受けた場合、全額自己負担(10割)することになります。

とき・ところ 9月26日(日)9:00~15:00...市役所1階納税対策課
9月27日(月)9:00~19:00...市役所2階201会議室
9月28日(火)9:00~19:00...市役所2階201会議室

その他 (1)必ず世帯主または家族の人がお越しください(印鑑と保険証持参)。
(2)来られない人は、必ずご連絡ください。



延滞金はいくらかかるの.....?

Q 私は、固定資産税の第2期分(納期限平成16年8月2日)100,000円の納税を忘れていました。今日(9月30日)さっそく第3期分と合わせて納税したいと思いますが、延滞金はいくらかかるのですか？

A 法律で定められている延滞金は、納期限の翌日から発生します。また、督促手数料(80円)も加算されます。

(延滞金の計算方法)

- (1) 1カ月を経過する日までは前年の11月30日現在の公定歩合に年4 $\frac{1}{2}$ を加算した割合(平成16年中は年4.1 $\frac{1}{2}$)
- (2) 1カ月経過後納付の日までは年14.6 $\frac{1}{2}$ で計算されます。

【計算例】

- ・8月3日から9月2日までの期間(31日間)
 $100,000 \text{円} \times 0.041 \times 31 \div 365 = 348 \text{円}$
- ・9月3日から9月30日までの期間(28日間)
 $100,000 \text{円} \times 0.146 \times 28 \div 365 = 1,120 \text{円}$
- ・求める延滞金は、 $348 \text{円} + 1,120 \text{円} = 1,468 \text{円}$
(100円未満は切捨て)

(この例ですと、延滞金1,468円 + 督促手数料80円 = 1,548円が別途加算されます。)

このように多額になりますので、納期限内に納付できるよう心がけましょう。

9月は固定資産税の納期です 納期限：9月30日(木)



特集

65歳以上の人の介護保険料

問合せ：介護長寿課(内線 341～344)

【Q & A】

Q 私はこの4月に65歳になりました。介護サービスを受けるつもりはないので、保険料を納めたくないのですが？

A サービスを受ける、受けないに関わらず、法律により、介護保険料は40歳以上のすべての人が定められた保険料を納めなければなりません。高齢者の介護を社会全体で支え合っていく制度ですから、保険料を納めない人がいると、支え合いの仕組みが成り立たなくなってしまいます。加入者は、介護が必要になったとき、介護サービスを受ける権利があるのと同時に、保険料を支払う義務があります。

Q 私は65歳になり、年金をもらい始めました。介護保険料の納め方は？

A 受給している年金の額によって2種類に分かれます。

老齢(退職)年金が年額18万円以上の人は**特別徴収(年金から天引きされます)**です。

保険料の年額を、年金の支払月(偶数月)に年6回に分けて2カ月分ずつ天引きされます。

老齢福祉年金・遺族年金・障害年金を受給されてる人は、天引きの対象となりません。

老齢(退職)年金が年額18万未満の人は**普通徴収(納付書で個別に納めます)**です。

保険料の年額を6回(期別)に分けて、指定金融機関および郵便局などで納めていただきます。

納付書で納める人は、口座振替が便利です。

手続きは、保険料納付書・預貯金通帳・届出印鑑を持って金融機関窓口で手続きをしてください。

年金額が18万円以上でも、下記の場合は納付書による個別納付(普通徴収)となります。

- (1)年度の途中で65歳になったとき。
- (2)年度の途中で他の市町村から転入したとき。
- (3)年度の途中で修正申告などにより所得段階の区分が変更となったとき。
- (4)年度の初め(4月1日)の時点で年金を受給していなかったとき。
- (5)年金を担保にした、あるいは年金が差し止められた(現況届の未提出を含む)などにより年金の給付が停止し、保険料の天引きができなかったとき。このような場合は、翌年度の9月分までは納付書で納めていただき、10月分より年金からの天引きになります。

【ご注意を】

年金の現況届の提出忘れにより、介護保険料の天引きができなくなるという例が多くなっていますのでご注意ください。

一時的に受給停止になると、年金受給が再開しても介護保険料の特別徴収は、翌年の10月からの再開になります。その間は納付書により納めていただくことになります。

9月の休日納税相談と休日納税窓口
とき 9月26日(日)9:00～15:00
ところ 納税対策課(市役所1階)



納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、各公民館または市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

次回発行は11月15日の予定です。